

第117期 中間決算公告

2025年12月26日

愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社あいち銀行
取締役頭取 鈴木 武裕

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	570,415	預 金	5,975,812
コ 一 ル 口 一 ン	342	譲 渡 性 預 金	100
買 入 金 銭 債 権	6,866	コ 一 ル マ ネ 一	10,000
有 価 証 券	1,273,767	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	88,716
投 資 損 失 引 当 金	△ 0	借 用 金	305,600
貸 出 金	4,927,895	外 国 為 替	1,373
外 国 為 替	2,315	そ の 他 負 債	59,592
そ の 他 資 産	21,513	未 払 法 人 税 等	2,304
そ の 他 の 資 産	21,513	リ 一 ス 債 務	494
有 形 固 定 資 産	51,909	資 産 除 去 債 務	915
無 形 固 定 資 産	1,541	そ の 他 の 負 債	55,878
前 払 年 金 費 用	13,444	賞 与 引 当 金	939
支 払 承 諾 見 返	5,298	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	38
貸 倒 引 当 金	△ 21,457	偶 発 損 失 引 当 金	2,516
		繰 延 税 金 負 債	32,370
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,784
		支 払 承 諮	5,298
		負 債 の 部 合 計	6,489,144
(純資産の部)			
資 本	18,000		
資 本 剰 余 金	68,933		
資 本 準 備 金	13,834		
そ の 他 資 本 剰 余 金	55,099		
利 益 剰 余 金	172,450		
利 益 準 備 金	5,392		
そ の 他 利 益 剰 余 金	167,057		
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	663		
別 途 積 立 金	140,280		
繰 越 利 益 剰 余 金	26,113		
株 主 資 本 合 計	259,383		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	83,215		
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9,609		
土 地 再 評 価 差 額 金	12,498		
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	105,323		
純 資 産 の 部 合 計	364,707		
資 産 の 部 合 計	6,853,852	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,853,852

中間損益計算書 (2025年 4月 1日 から)
(2025年 9月 30日 まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	50,140
資 金 運 用 収 益	35,119
(う ち 貸 出 金 利 息)	(25,085)
(う ち 有 働 証 券 利 息 配 当 金)	(8,423)
役 務 取 引 等 収 益	7,822
そ の 他 業 務 収 益	71
そ の 他 経 常 収 益	7,127
経 常 費 用	35,969
資 金 調 達 費 用	9,885
(う ち 預 金 利 息)	(8,784)
役 務 取 引 等 費 用	3,033
そ の 他 業 務 費 用	1,148
営 業 経 費	20,188
そ の 他 経 常 費 用	1,713
経 常 利 益	14,171
特 別 損 失	11
税 引 前 中 間 純 利 益	14,160
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,755
法 人 税 等 調 整 額	1,368
法 人 税 等 合 計	4,124
中 間 純 利 益	10,036

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

そ の 他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

①破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

③貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）に係る債権については、今後3年間または平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

④上記③以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に係る債権は今後1年間又は平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

上記③及び④の将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、以下の方法を採用しております。

・業種の特性を反映する方法

今後の経済環境の変化が信用リスクにあたえる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額

を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により損益処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益及び費用の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額	4,282百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,139百万円
危険債権額	58,341百万円
要管理債権額	9,259百万円
三月以上延滞債権額	87百万円
貸出条件緩和債権額	9,171百万円
小計額	87,740百万円
正常債権額	4,908,881百万円
合計額	4,996,622百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,112百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	385,204百万円
貸出金	305,847百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	88,716百万円
借用金	305,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券14,263百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金446百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,017,382百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を

「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 43,259百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は61,730百万円であります。
10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、7.78%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,507百万円、偶発損失引当金戻入益183百万円、償却債権取立益0百万円及び株式等売却益3,792百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損729百万円及び株式等償却33百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,986	1,872	△113
	地方債	7,288	6,902	△386
	社債	200	159	△40
	小計	9,475	8,934	△541
合計		9,475	8,934	△541

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

（注）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,660
関連法人等株式	—

3. その他有価証券(2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	212,618	82,690	129,927
	債 券	9,017	8,951	65
	国 債	3,854	3,851	2
	地 方 債	—	—	—
	社 債	5,163	5,100	62
	外 国 債 券	19,255	18,993	261
	そ の 他	205,081	168,691	36,390
	小 計	445,971	279,327	166,644
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	9,006	10,012	△1,006
	債 券	754,075	797,073	△42,997
	国 債	184,460	204,132	△19,671
	地 方 債	236,487	248,304	△11,817
	社 債	333,127	344,637	△11,509
	外 国 債 券	19,538	19,854	△316
	そ の 他	32,492	35,280	△2,788
	小 計	815,112	862,221	△47,109
合 計		1,261,084	1,141,548	119,535

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,179
組合出資金等	1,613

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、33百万円（うち、株式33百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,810百万円
偶発損失引当金	788
減価償却費	3,262
有価証券償却	2,029
土地減損等	831
その他	2,700
繰延税金資産小計	15,423
評価性引当額	△3,135
繰延税金資産合計	12,287
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△36,320
前払年金費用	△3,228
退職給付信託設定益	△347
繰延ヘッジ損益	△4,417
買換資産圧縮積立金	△304
その他	△40
繰延税金負債合計	△44,658
繰延税金負債の純額	△32,370百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	33,873円61銭
1株当たりの中間純利益金額	932円16銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第117期 中間決算公告

2025年12月26日

愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社あいち銀行
取締役頭取 鈴木 武裕

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	570,539	預 金	5,967,278
コールローン及び買入手形	342	譲 渡 性 預 金	100
買 入 金 銭 債 権	6,866	コールマネー及び売渡手形	10,000
有 価 証 券	1,271,732	債券貸借取引受入担保金	88,716
投 資 損 失 引 当 金	△ 0	借 用 金	305,600
貸 出 金	4,928,226	外 国 為 替	1,373
外 国 為 替	2,315	そ の 他 負 債	66,392
そ の 他 資 産	28,592	賞 与 引 当 金	963
有 形 固 定 資 産	51,804	役 員 賞 与 引 当 金	1
無 形 固 定 資 産	1,578	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44
退 職 給 付 に 係 る 資 産	22,012	偶 発 損 失 引 当 金	2,516
繰 延 税 金 資 産	430	繰 延 税 金 負 債	35,009
支 払 承 諾 見 返	5,298	再評価に係る繰延税金負債	6,784
貸 倒 引 当 金	△ 22,451	支 払 承 諾	5,298
		負 債 の 部 合 計	6,490,081
		(純資産の部)	
		資 本 金	18,000
		資 本 剰 余 金	72,488
		利 益 剰 余 金	175,334
		株 主 資 本 合 計	265,822
		その他の有価証券評価差額金	83,405
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9,609
		土 地 再 評 価 差 額 金	12,498
		退職給付に係る調整累計額	5,870
		その他の包括利益累計額合計	111,384
		純 資 産 の 部 合 計	377,206
資 産 の 部 合 計	6,867,288	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,867,288

中間連結損益計算書

(2025年4月 1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目				金額
経常 収 益				50,901
資 金 運 用 収 益				35,139
(う ち 貸 出 金 利 息)				(25,098)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)				(8,430)
役 務 取 引 等 収 益				8,672
そ の 他 業 務 収 益				88
そ の 他 経 常 収 益				<u>7,001</u>
経常 費 用				36,773
資 金 調 達 費 用				9,884
(う ち 預 金 利 息)				(8,780)
役 務 取 引 等 費 用				3,166
そ の 他 業 務 費 用				1,166
そ の 他 経 常 費 用				<u>20,804</u>
経常 利 益 失 損				14,128
特 別 利 損				<u>11</u>
固 定 資 産 処 分				11
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益				<u>14,117</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				2,776
法 人 税 等 調 整				1,331
法 人 税 等 合 計				4,107
中 間 純 利 益				<u>10,009</u>
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益				<u>10,009</u>

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 6社

株式会社愛銀ディーシーカード

株式会社中京カード

中京ファイナンス株式会社

愛銀コンピュータサービス株式会社

愛銀ビジネスサービス株式会社

愛知キャピタル株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 4社

あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

あいぎん事業承継ファンド1号投資事業有限責任組合

あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合

あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず、子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等の名称 1社

株式会社アソスクリーン

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

②持分法適用の関連法人等

該当ございません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合

あいぎん事業承継ファンド1号投資事業有限責任組合

あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合

あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法【ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法】を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

①破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

③貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者(要注意先)のうち、債権の全部又は一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び三ヶ月以上延滞債権)である債務者(要管理先)に係る債権については、今後3年間または、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

④上記③以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(正常先)に係る債権は今後1年間又は平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

上記③及び④に将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、以下の方法を採用しております。

・業種の特性を反映する方法

今後の経済環境の変化が信用リスクにあたえる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等は、役員賞与引当金について、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金(保証負担損失引当金)は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定期式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により損益処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要な収益及び費用の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

15. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の出資金を除く） 1,637百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,698百万円
危険債権額	58,508百万円
要管理債権額	9,322百万円
三月以上延滞債権額	87百万円
貸出条件緩和債権額	9,234百万円
小計額	88,529百万円
正常債権額	4,911,628百万円
合計額	5,000,157百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,112百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	385,204百万円
貸出金	305,847百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	88,716百万円
借用金	305,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券14,263百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金447百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,026,321百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）

第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 43,533百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は61,730百万円であります。

10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロ（10）に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、7.94%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,360百万円、偶発損失引当金戻入益183百万円、償却債権取立益0百万円及び株式等売却益3,792百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等売却損729百万円及び株式等償却33百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益 47,903百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するところから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1） 買入金銭債権	6,866	6,866	—
（2） 有価証券	1,264,086	1,263,545	△541
満期保有目的の債券	9,475	8,934	△541
その他有価証券	1,254,611	1,254,611	—
（3） 貸出金	4,928,226		
貸倒引当金（＊1）	△21,442		
	4,906,784	4,794,053	△112,731
資産計	6,177,738	6,064,465	△113,272
（1） 預金	5,967,278	5,970,109	2,830
（2） 讓渡性預金	100	100	—
（3） 借用金	305,600	304,028	△1,571
負債計	6,272,978	6,274,238	1,259
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないものの	(373)	(373)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	14,027	14,027	—
デリバティブ取引計	13,653	13,653	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	4,395
組合出資金等 (*3)	3,250

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	6,866	6,866
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	188,314	236,487	—	424,801
社債	—	277,380	60,910	338,291
株式	222,018	—	—	222,018
その他	179,360	90,140	—	269,500
デリバティブ取引				
金利関連	—	14,027	—	14,027
通貨関連	—	116	—	116
資産計	589,693	618,151	67,777	1,275,622
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	489	—	489
負債計	—	489	—	489

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,872	6,902	—	8,774
社債	—	159	—	159
貸出金	—	—	4,794,053	4,794,053
資産計	1,872	7,061	4,794,053	4,802,987
預金	—	5,970,109	—	5,970,109
譲渡性預金	—	100	—	100
借用金	—	304,028	—	304,028
負債計	—	6,274,238	—	6,274,238

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から入手した価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレート（店頭基準金利）を用いております。なお、中間連結決算日における預入満期までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、当該取引から発生する見積将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、中間連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いているインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
自行保証付 私募債	現在価値技法	割引率 倒産時の損失率	0.1%–14.0% 0.0%–20.0%	0.3% 9.5%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊）
		損益に計上（＊）	その他 の包括利益に計上					
買入金銭債権								
信託受益権	7,211	—	△151	△192	—	—	6,866	—
有価証券								
その他有価証券								
自行保証付私募債	61,871	17	△86	△891	—	—	60,910	—

(＊) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営会議において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門及びコンプライアンス・リスク統括部が時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,986	1,872	△113
	地方債	7,288	6,902	△386
	社債	200	159	△40
	小計	9,475	8,934	△541
合計		9,475	8,934	△541

2. その他有価証券(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	213,012	82,723	130,288
	債券	9,017	8,951	65
	国債	3,854	3,851	2
	地方債	—	—	—
	社債	5,163	5,100	62
	外国債券	19,255	18,993	261
	その他	205,081	168,691	36,390
小計		446,366	279,360	167,005
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	9,006	10,012	△1,006
	債券	754,075	797,073	△42,997
	国債	184,460	204,132	△19,671
	地方債	236,487	248,304	△11,817
	社債	333,127	344,637	△11,509
	外国債券	19,538	19,854	△316
	その他	32,492	35,280	△2,788
小計		815,112	862,221	△47,109
合計		1,261,478	1,141,581	119,896

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、33百万円（うち、株式33百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(収益認識会計)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
役務取引等収益	5,815	694	6,510
預金・貸出業務	1,304	—	1,304
為替業務	1,500	—	1,500
代理業務	1,870	—	1,870
その他	1,140	694	1,835
その他業務収益	—	—	—
その他経常収益	91	40	131
顧客との契約から 生じる経常収益	5,907	735	6,642
上記以外の経常収益	44,186	72	44,259
外部顧客に対する 経常収益	50,093	807	50,901

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等、集金代行業務、電算機による業務処理等業務、銀行事務サービス業務及び投資事業有限責任組合（ファンド）の運営・管理等業務であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記分解情報に記載している銀行業の役務取引等収益のうち、主なものは、預金・貸出業務は融資関連手数料、為替業務は内国及び外国為替手数料、代理業務は口座振替手数料及び預かり資産手数料であり、役務の提供時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	35,034円53銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	929円67銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。